

I. 総則的規定

1. 約款の成立・適用範囲・変更

(1) 概要

どのような種類の約款を用いているかについては、ドイツ系、フランス系、米英系でそれぞれ若干特徴らしきものがある。

① 第一に、ドイツでは、これまでは、全ての銀行取引をカバーする包括的な「一般銀行取引約款」が用いられてきた（全体は、一般規定、有価証券・外国為替・外国通貨の取引、保管業務、手形、小切手の取立・割引の4部からなっていた）。そして、包括的約款のもとで、さらに各種の取引についての個別約款があった。すなわち、小切手取引、ユーロ・チェック・カード取引、貯蓄口座、信託口座、有価証券外国取引、株式の定期取引、貸金庫、寄託物受入などの個別約款がある。しかし、1993年の新約款は、方針を変更した。まず、条文数も大きく減少し（47条から20条に）、完結・明瞭なものとした（これは約款規制法のもとで、約款が透明・明瞭（Transparenz原則）であることを要求されているからである）。従来の包括的な「一般銀行取引約款」を分解し、旧約款の第2部「有価証券・外国為替・外国通貨の取引」、第3部「保管業務」が外に出された。なお、以上の各種約款のうち、「一般銀行取引約款」はドイツ銀行協会が作成したひな型をもとに、各銀行が同一内容の約款を作成するので、実質的な銀行業界の統一約款が用いられているが、その他の個別約款がどこまで銀行間で同じなのかは十分調査できなかった。

ドイツの方向と比較的近いのはスイスである。スイスでも、顧客と銀行の間の全ての取引（預金も当座も）について適用される「普通取引約款 (Allgemeine Geschaeftbedingungen/General Conditions)」がある。これはスイス銀行協会作成のモデル約款をもとに、各銀行が独自に作成するものであり、モデル約款と異なる規定もある（山下報告）。この基本約款のほかに、当座勘定契約書式 (Contract for the opening an account and/or safekeeping account)、その他若干の定型的な契約書式があるようであるが（保証など）、後は個別的なレター形式で取り決めがなされる。なお、興味深いのは、スイスでは同銀行でも支店によってその地方の慣習などに配慮した独自の契約書式を用いることがあるという点である。連邦制を採用していること、ドイツ語圏、フランス語圏、イタリア語圏、ロマン語圏などに分かれていることが原因である。

イタリアも、銀行取引約款は銀行協会主導で作られているようである（「各国銀行取引約款の検討 I」150頁）。同報告書では、「当座勘定に関する規則」が収録されているが、このほかに全ての銀行取引を対象とする包括的な銀行取引約款があるのかどうか不明である。

② 第2に、フランスでは、そもそも銀行業界のモデル約款というものがなく、各銀行が独自に約款を作成している。そして、各銀行で作成・使用されている約款は、一般的にはドイツのような全ての銀行取引に適用される包括的な「一般銀行取引約款」ではなく、取引の種類毎の約款である。クレディ・リヨネでは、一般消費者が開設する預金（小切手）口座用の約款を用意しているところがあり、他の銀行でも同様に取引の種類毎の約款を用意しているものと推測される。対企業の取引についての約款は資料入

手をしていないが、かなり個別の契約で対応しているという指摘もある。

③ 第3に、英米系では、(イギリス、アメリカ、オーストラリア、カナダ)、全ての銀行取引をカバーする包括的な「一般取引約款」というようなものはないようである。各種の銀行取引についての約款が用意されている(ただし、これら特別約款をある程度まとめたものがある)。また、各種取引約款の中でも、保証取引に関する約款が詳細な点に特徴がある。

以上のような特徴は、それぞれの国の法的思考様式を反映している面もあって興味深いが、全ての銀行に適用されることを予定している業界のモデル約款があるか否か、銀行協会などが、主導的な役割をはたしているかどうか、と言った事情とも関連している。

(2) 適用範囲 (別表参照)

約款の適用対象を比較するために、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、フランス、イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、日本を別表でまとめておいた。視点としては、第1に、銀行取引に関連する法律の有無である。約款規制法、消費者信用法の有無などを調査した。こうした立法は銀行取引約款の大枠となるので、重要であるが、まだ調査不足である(今後、より精密に調査したい)。第2に、業界のモデル約款、統一約款があるか否かである。第3は、約款がカバーする取引の範囲である。これは本来より綿密な調査ををすることで、どのような取引が画一的な条件でなされ、どのような取引が個別的な条件でなされているか、を知る上で重要である。しかし、これも今回は、単に視点を提示しているに過ぎず、本格的な調査は今後二期したい。

(3) 約款の変更

銀行取引約款の内容的変更は、それができないことの必要性があるとともに、約款も基本的には契約であるから、契約相手の利益に配慮することが必要である。そこで、約款変更ができることが明示されているか否か、変更の手段、相手方の利益の保護（異議ある相手方の扱い）などについて、どのように扱われているかを見ることが重要である。

① 銀行側が変更権を留保しているか否か

ドイツ旧約款28条(2)、ドイツ新約款1条(2)、ドイツ貯蓄金庫新約款2条、スイス・一般取引モデル約款15条（クレディ・スイスの約款にはない）、フランス（クレディ・リヨネ）、ロイズ銀行カード使用規定10・4条、バンク・オブ・アメリカ（個人用）の一般的取引条件などに、銀行側の変更権保留の規定がある。しかし、クレディ・スイスのように規定を設けていないものもある。

変更権を明文で留保していない場合には、契約法の一般理論で解決することになるが（合意が必要となる）、約款では大量の顧客を相手としていることから、その特殊性に配慮した約款理論で解決される場合もある。

② 変更権行使の方法、特に通知の方法

通知の方法としては、一般論として書面送付、店頭提示、新聞等公告、監督官庁の許可などが考えられる。なお、ドイツの約款規制法、アメリカの貯蓄真実法（Truth in Savings Act）などで規制を受ける部分があることに注意する必要がある。

書面による通知を規定するのは、ドイツ旧約款28条2項（約款の変更が「顧客に重要でなくはない程度の不利益を生ずる場合」には書面による通

知、それ以外の変更は「明確な表示 (express indication)」によってなされる)、ドイツ新約款1条2項、バンク・オブ・アメリカ (届出住所への送付、連名口座の場合も届出た1つの住所へ送付することで、全員に対して通知したことになる。通知は、変更の効力発生前になされる。)、ロイズ銀行カード使用規定10・4(7日の予告期間をもって書面で通知)などである。書面による通知を行うとしている場合に、不在その他の理由で通知が顧客に届けられなかったときに、みなし到達の扱いの規定を設けているのは、バンク・オブ・アメリカの取引条件である。その他は明確には規定していない。

書面送付以外の方法を規定しているのは、ドイツ旧約款 (顧客にほとんど不利益を与えない変更について「明確な表示」をする。店頭表示などでよいことになろう。)、ドイツ貯蓄金庫新約款2条などである。ドイツ貯蓄金庫新約款2条1項は、原則として「直接的な通知 (unmittelbar hinweisen)」 (郵便通知など) をすることを要求するが、それが困難である場合には、店頭での掲示、備え置きなどで通知することもできると規定する。直接的通知がなされなかった場合には、貯蓄金庫は、その店舗所在地の日刊紙に約款変更を公告する。このようにしてなされた通知は、後述するように、それから一定の期間内に顧客が異議を述べないと、同意したものとみなされる (「同意擬制」)。しかし、ドイツでは約款規制法との関係で問題があるという指摘がなされている。約款規制法10条5号で、「(相手方の) 同意擬制」の約款規定は、(a)「相手方に意思表示をするための相当な期間が与えられていること、(b) 約款使用者が、その期間開始に際して相手方の行動がどのような効果をもたらすかを特に指摘する義務を負っていること、の2つの条

件が充たされない限り無効とする。

③ 承諾の擬制

約款の変更が留保されている変更権の行使によって行われるのであれば、理論的には相手方の承諾は必要ないことになる。その場合、通知は、変更された約款を知らせる行為でしかない（アメリカはこのような立場か？）。法律構成としては、このように考えることも可能であるが、現実には、通知を約款変更の効力要件としていたり（イギリス）、さらに相手方の異議表明の機会を考え、一定期間内に異議がないことで効力が生じるとするものが多い（ドイツ）。ドイツでは、すでに述べたように、このような機会を保証することが約款規制法で要求されている。そして、一定期間内（1月）に異議が所定の方法で表明されなかった場合には、約款変更が承認されたものとみなされる（ドイツ）。

④ 変更の効力発生時期

イギリス、アメリカの約款では、効力発生日を銀行側が先に決定し、その前に事前の通知をするという考え方のようなのである（ロイズ銀行では7日）。ドイツの約款では、変更を書面で通知してから（顧客が知ってから）一定期間内に異議がないときに承諾があったとされるから、理論的には、変更の効力が生じる時点が顧客によって異なることが考えられる。

⑤ 影響を受ける相手方・関係者の範囲（顧客、保証人、物上保証人など）

約款変更の効力は、銀行の顧客に対して及ぶのは当然であるが、そのほかに及ぶのかが明確でない。日本の「根抵当権設定契約証書」1条では、「根抵当権設定者は、別に差し入れた銀行取引約定書の各条項のほか、下記の条項を承認のうえ………」とあり、担保設定者も銀行取引約定書の当事

者となっているから、その変更に関しても債務者と同様に扱われることになる。これに対して「保証契約書」では、保証人は附従性によって債務者と同一の債務を負担するために、保証人が銀行取引約定書を差し入れるという形にはなっていない（現実にはそうしているかもしれないが）。しかし、そうなると、銀行取引約定書が債務者の負担を重くする変更をした場合に、当然には保証人にその変更部分の効力が及ばないことになるのではないか。

外国ではどうなっているのかは明確でない。保証理論と関連して検討する必要がある。

2. 手数料など

(1) 利息・手数料の徴収

① 手数料規定の有無、規定の仕方

ドイツ新約款12条1項は、個人顧客の場合に、予め決められた「価格告知 (Preisangabe)」 「価格表示」による旨の原則を約款で規定している。「価格告知」とは、各種の銀行のサービス毎に手数料・利息（貸付の場合）が具体的に定められた一覧表で、銀行内に備え置かれるものである。もっとも、銀行が提供するすべてのサービスについて事前に手数料を定めることは不可能であるから、予め手数料が定められていないサービスについては、「顧客の委託または顧客の推定される利益のために行われたサービスで、かつ、その状況から判断して、報酬の支払いによってのみ期待できるものについては、銀行が相当な裁量で対価の額を定めることができる（民法315条）」。手数料（銀行の報酬）の他に、サービスにともなってかかった「経

費) (電話代、通信費、顧客が負担すべき立替金) を銀行は請求できることが、ドイツの約款には規定されている (新約款 12 条 5 項)。なお、消費者貸付では、利息・手数料の書面表示が消費者信用法で要求されている。

企業・法人相手の取引においては、事前に提示されている「価格告知」「価格表示」によるのではなく、銀行と法人顧客との個別合意によって手数料・利息などが決められる。手数料についての合意がなかった場合には、銀行の公平な裁量で決められる (ドイツ新約款 12 条 2 項)。個人顧客と法人顧客とを分けている点に特徴がある。

スイス約款 9 条は、約款のレベルでは個人と法人を分けておらず、内容もドイツの約款ほど詳細ではない。銀行が顧客に手数料、経費などを請求する時期についての規定がある点が特徴的である (4 半期、半期、年度毎)。

フランスのクレディ・リヨネの約款は、銀行預金口座約款なので、当然、預金口座に関連した手数料・経費のことしか書いてない (「各国銀行取引約款の検討 I」95 頁以下)。しかし、銀行のどのようなサービスが無償で、どのようなサービスが有償かを細かく規定している点が特徴的である。無償であるものは、口座開設手続、小切手帳の交付、小切手振り出し、毎月の口座明細書の発行・郵送、口座証明書、クレディ・スイス銀行にある他口座への継続的振替、電気ガス代などの反復的決済、他支店への口座移転、支店における現金の引出・預入・小切手の預入などである。これに対して、有料サービスは、小切手帳の郵送料、10 日毎あるいは毎日の口座明細書の郵送料、他銀行の口座への自動振替 (料金表あり)、小切手に対する異議手続、電信振替、不渡り手続、外国の提携銀行における現金引出 (場合により有料) 口座残高貸越の場合の利息・手数料・費用などである。有料であ

る場合には、料金表に基づく。

ベルギーの約款は、包括的な銀行取引約款であるが、10条3項で手形・小切手預け入れの費用を請求することが規定されている（結局は、これらの取立手数料）。その他、各種の銀行サービスに対する手数料が規定されている。主なものは、証券売買の仲介に関しての「公式仲介料（法定されているのか?）」「市場手数料」（12条10項）、「証券のレギュラリゼーション」の手数料・経費（14条）、証券の保管（16条11項、12項）、貸金庫の賃料（18条）などである。このほか、各種費用について顧客負担とする一般的な規定がある（21条）。

アメリカ型の銀行については、基本手数料（毎月定額）と取引毎の手数料についての詳細な規定がある（チェースについては、「各国銀行取引約款 I」76頁）。小切手口座の場合には、口座維持そのものに対して手数料を支払わなければならないだけでなく、小切手やATMの使用も有料のサービスであるという位置づけが徹底している。バンク・オブ・アメリカなど他の銀行もほぼ同様の料金体系である。

<参考> Chase Better Banking のサービス

Chase Checking Account または その他のもう1つ口座（貯蓄口座など）	Chase Checking Acc. with Interest その他のもう1つ口座（貯蓄口座など）
基本手数料 \$ 9.50	\$ 12.00
取引毎手数料	同左
小切手1枚 \$ 0.25	
ATM1回 \$ 0.25	
他銀ATM \$ 0.75	
口座月平均残高 \$ 3,000 あれば手数料不要	\$ 5,000 で手数料不足

② 利息（預金利息、貸付利息）

a. 貸付利息（貸越利息を含む）

(a) 貸越利息は、顧客からすれば、金融機関から信用供与を受けることの対価であるから、契約の重要な要素である。個別の借入契約に際して、利息が明示されるのは当然だが、もっとも、ローンのような場合と預金口座の貸越とでは、当事者の意識も異なり、後者では貸越行為毎に、利息が表示されるわけではない。むしろ、抽象的な約款レベルの規定があるにすぎないことが多いであろう。ローンを直接扱う約款は、今回の資料の中には少なく（口座関係が多い）、ローンの金利についての諸約款の間の特徴までは調べるができなかった。

なお、消費者信用法があるところでは、関連する法律上の規定がある。ドイツの消費者信用法4条では、貸付利息は契約書に記載する必要がある。

(b) 利息計算・記帳・支払時期の定めがあるか否か（記帳すると複利になるか）は細かいが、実質的には重要である。十分な資料を比較できなかったが、国によって詳細な規定を有するか否かが異なる。イタリアの約款（「各国銀行取引約款の検討I」160頁）は、詳細な規定を有する。毎年12月末日に口座の差引計算をし、ときどきマイナスになる口座は、3月、6月、9月、12月の4半期毎に締め切られる（従って、その時、貸越利息も計算される）。日本の当座勘定貸越約定書は、「貴行所定の時期および方法によって計算」としか規定されていない。なお、利息は複利で計算される。複利では、どれだけの期間で複利計算されるかが重要だが、イタリアの約款はそれが明確でない。お

そらく、口座を差引計算する時期に合わせて、原則は毎年12月で、そのときに利息が元本に加えられるのであろう。

フランスの約款は預金口座約款であり、口座開設中の途中での貸越を予定していないらしく、貸越利息の扱いについては規定がない。

スイスの約款9条は、イタリアの約款と同様に、勘定取引における記帳の時期についての規定がある。ただし、銀行側が選択できるとしている。貸越利息の場合を考えると、前述のように複利計算となる関係で記帳時期は重要だが、この点が明確でない。

アメリカの約款も小切手口座・貯蓄口座用の約款のせいか、当座貸越については詳細な規定を有していない。一応、当座貸越ができることが規定されており、その場合の利息については、別の約款があるようである。

b. 預金利息（利息が付く場合のみ）

預金利息の定め方には、いろいろある。Bank of America は変動利率、日歩計算、単利、計算用（statement period）最終日に記録、などの事項について規定がある。預金利息は、包括的約款のレベルでは規定されていない事が多い（ドイツ、スイス）。しかし、ベルギーの約款では、いろいろな口座の種類（即時払口座、15日口座、予告払口座その他）をあげて、その定義をしているので、その限りで、利息についての規定がある（たとえば、即時払口座について、「口座に払込・移入された金銭は、銀行が資金を受け取った日に続く営業日から利息を生む」（2条）など）。

(2) 手数料・利息の変更

手数料や利息の変更は、契約内容の変更であるので、理論的にはどのよう

にして変更するかについて困難な問題がある。しかし、伝統的には約款の内容的変更とは異なり、契約内容の変更であるという意識に乏しく（各国とも）、簡単な手続で変更を行ってきた。しかし、消費者金融における顧客保護の動きの中で、より慎重で合理的な手続がとられるようになってきている（ドイツの新約款など）。

アメリカでは、変更を店舗に掲示してから10日後、または書面で顧客に郵送してから10日後のいずれか早い時点で発効するとしている（「各国銀行取引約款の検討 I」86頁）。但し、手数料および手数料に関する規則などを変更する場合には、現在では連邦預金保険公社法（FDIC）264条～274条（貯蓄真実法）で定める手続（最低30日前に郵便で口座保有者に通知）が行われる必要がある（「各国銀行取引約款の検討 I」86頁）。

ドイツ新約款12条3項・4項では、変動利息を合意した場合に、どのように変更するかについては、銀行と顧客との合意がなされる。継続的なサービス（口座取引、保管など）の手数料は、銀行の公平な裁量で変更することができる。貸付利息、手数料の値上げ変更の場合に、顧客には解約権がある（4項）。

3. 銀行秘密・顧客情報の提供

(1) 守秘義務

銀行の有する顧客情報に関しては、欧米では裁判もあるといわれ、最近の約款では、慎重な規定を設けるようになっている。その代表がドイツである。すなわち、ドイツ新約款2条は、銀行に基本的な顧客情報の守秘義務を課し、どのような場合に顧客情報を他に提供できるかを規定する（詳細後述）。その

他、ベルギー約款19条も、銀行の守秘義務を規定する。他の諸国の約款では明確な規定がないが、守秘義務は銀行取引一般に関することなどで、個別取引の約款よりも包括的取引約款にふさわしい。ドイツ、ベルギーが、その包括的取引約款に規定している由縁である。もっとも、スイスの約款は守秘義務を規定していない。ただし、約款に規定がない諸国であっても、法律で銀行に守秘義務を課しているところがあることに注意すべきである（フランス銀行法57条など）。

なお、ベルギーの約款27条は、銀行が顧客に提供した情報について、銀行が責任を負わないこと、情報提供を受けた顧客が守秘義務を負うことを規定する。

(2) 顧客情報の範囲（情報の定義）

ドイツ新約款2条2項は、銀行が一定の条件のもとで、他に開示することを前提に、そのような「情報」を定義している。すなわち、融資金額、顧客の経済状態、信用の評価および支払能力についての確認と所管などが、それであり、これに対して、口座の状態、残高、寄託・信託された財産の金額による表示、融資額などはこれに含まれない（これらは、第三者に情報提供されることはない）。

(3) 顧客情報の提供の要件

- ① いかなる場合に、銀行が他に顧客情報を開示するか、については、ドイツ新約款2条3項が規定する。そこで特徴的なことは、第1に、個人と法人・企業（商人）などとの区別である。顧客が個人・非営利法人の場合

は、その同意が必要であり、同意がなければ情報を他に開示できない。これに対して、企業・商人については、反対の指示がない限り銀行は、その情報を提供できる。

ちなみに、顧客の同意のとり方については、銀行と口座取引を開始するときに、SCHUFA条項へ同意する形で行われる。

② 情報を提供する相手方は、約款2条4項により、「銀行の固有の顧客」「他の銀行がそれ自身のため、または、その顧客のために」にする間合わせがあった場合に限定している。

別表：約款の適用対象・各種関連法規

	GER	SWI	ITA/BEL	FRA	UK	USA	JAP
約款規制法の有無	1997 AGBG	X	X/—	1997 不当条項 規則デクレ		X	X
消費者信用法等の有無	1992 消費者 信用法	X	X/—	1978 消費者 信用法	1974 消費者 信用法	消費者 信用 保護法	X
業界モデル約款の有無	○ 93新約款	○	○/○	X	X	X	○
包括的約款の有無	○	○	—/○	X	X	X	○
預金取引	—	—	—/—	○	○	○	○
当座取引	○	—	○/—	—	—	○	○
ローン	—	—	—/—	—	—	—	○
保証・担保	○	—	—/—	—	○	—	○
その他	—	—	—/—	—	—	—	—

* ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、フランス、イギリス、アメリカ、日本の比較である。

* 関連立法の有無、約款の性格（業界モデル約款か、全取引対象か、）各国取引約款の有無について各国比較、但し、入手した銀行取引約款からわかる範囲での調査しかしていない。個別取引についてどのような約款があるかは、未調査である。

* 未調査ないし法令存否不明の場合には、—の記号を記入した。

* ○は、肯定。Xは、否定の答えを示す。

〔能 見 善 久〕